

ぼれぼれ保育園西蒲田

はじめに

《ぼれぼれ》とはスワヒリ語で「ゆっくりゆったり」を意味します。私たちは、「子ども、保護者、スタッフが笑顔でゆっくり過ごせる」そして「多忙な日常でもここにいとホッとできる」そんな保育園を目指しています。家庭的な雰囲気の中で子どもと保護者の方々、そして地域のみなさまが安心して過ごせる施設づくりを心掛けていきます。

1. 保育所概要

- 〔名称〕 ぼれぼれ保育園西蒲田
〔所在地〕 〒144-0051 東京都大田区西蒲田 7-22-10 藤和シティコープ西蒲田Ⅲ1階
〔TEL〕 03(6326)4523
〔定員〕 小規模保育・定期利用保育：計34名 〔対象〕 1・2歳児
小規模保育園：19名（年齢別定員 1歳児クラス：10名 2歳児クラス：9名）
区の利用調整により決定したお子様が対象です。保護者からの退園の申し出、区が利用を取り消した、または利用継続が困難と認めたときは、保育・教育の提供を終了とします。
定期利用保育園：15名予定 当園と保護者との間で直接契約を交わしたお子様が対象です。
〔開設日〕 平成26年9月1日 〔施設長〕 園田千鶴子 〔定期利用責任者〕 森浦裕子

2. 開所日・開所時間及び休所日

- 〔開所日〕 小規模認可での保育 月～土曜日：7：30～19：00
定期利用での保育 月～金曜日：7：30～19：00 土曜日：8：30～17：30
〔休所日〕 日曜・祝祭日 及び 年末年始（12/29～1/3）

3. 職員体制

施設長 1名（常勤保育士）／保育職員8名（担当職員）／給食職員 1名（栄養士）／
保育パート職員3名以上（保育士資格者含む）／給食パート職員2名（調理師）嘱託医 1名
上記の職員配置を定員時の基本配置とし必要に応じて増員配置します。
職員体制・全体業務に配慮し体系的・計画的に研修を実施し、自己評価・相互評価を定期的に行います。

4. 保育目標

子ども一人ひとりを平等な人間として尊重し、どの子も持っている自然に伸びていくとするとする力を信頼し、
子どもの主体的な活動を促し、生き生きとした子どもを育てる。

- * 丈夫な体をつくる。
- * 豊かな感性を育み、様々な事に興味関心を持つ。
- * 人の優しさを感じ、かかわりを楽しめる力を育てる。



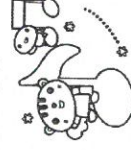
5. 保育の特徴

- * 公園などの街の自然を生かし、体を使って遊ぶ機会をたくさん作っていきます。

* 毎日の生活の中で、絵本に触れる機会をたくさんつくり、豊かな「こころ」を育てていきます。

* 生活のリズムを大切にしながら、食事・睡眠・排泄など基本的な生活習慣を身につけていきます。

* 異年齢の友達と過ごす中で、お互いを認め合い、思いやる心を育てます。



6. 食食等について

栄養士が、子どもたちの発達にあわせた季節感のあるメニューを作成し、毎月末に翌月のメニューを保護者へ知らせします。また子どもたちの日々の健康状態にあわせた調理をおこない、健やかな成長を促していきます。

7. 嘱託医

大川こども&内科クリニック 大川洋二医師

☎ 03-3758-0920 住所 大田区多摩川1-6-6

年2回、保育園での健診を行い、子どもたちの成長の様子を見守っていただきます。



8. 緊急時・災害時の対応について

保育・教育の提供中にお子様急病など緊急事態が生じたときは、保護者へのご連絡、

医療機関の受診など安全確保のため速やかに対応します。また、保育・教育提供中に事故が起こったときは保護者および大田区に連絡・対応を行い、これにより賠償が必要な場合は速やかに対応します。

災害時避難場所 第一：御園神社 第二：御園中学

9. 利用料金について

小規模保育：区が個別に決定します。

定期利用：月額基本保育料は次の通りです(園と保護者の間で契約を交わします)

定期利用保育園の保育料

| 1日/週 | 2日/週 | 3日/週 | 4日/週 | 5日/週 | 6日/週 |
|--------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 8,800円 | 17,600円 | 26,400円 | 35,200円 | 44,000円 | 52,800円 |

※開園時間内の1日8時間まで (8時間以上ご利用の場合は下記の延長保育料が発生します)

延長保育料

小規模保育：区ガイドラインに従い徴収します。(階層により月額1,500~5,000円、スポット利用1回400円)

定期利用：1日のうちで8時間を超える場合 250円 / 30分

※お子様ひとりひとりにタイムカードを用意し、前月の保育料を翌月口座振替とさせていただきます。

10. 虐待の防止について

お子様の人権の擁護・虐待防止のため、体制を整備しています。職員によるお子様への虐待行為を禁ずるとともに、研修の実施など必要な措置を講じます。

11. ご意見・ご要望の申し出窓口について

保護者の子育て支援と子どもの健全育成を目指し、更なる資質向上するために社会福祉法第82条の規定により、利用者の皆様のご意見・ご要望(苦情を含める)申出窓口を設置し、意見・要望に対して適切に対応する体制を整えています。本園における意見・要望等の相談解決責任者、受付担当者、第三者委員は下記の通りです。

1. 相談解決責任者 園田千鶴子
2. 受付担当者 各保育士
3. 第三者委員 伊澤喜久子(5700-5425)

ご家庭と連携を取りながらよりよい保育ができるように努めていきます。

